

第Ⅱ章 開催までの経過



第Ⅱ章 開催までの経過 目次

1. 開催場所の決定	51
2. 会場予定地の調査と会場の利用計画	51
3. 会場の基本設計と施工業者等の選定	52
4. 企画委員会の設置	52
5. 実行委員会の設置	53
6. 日本連盟事務局	53
〈第15回日本ジャンボリー実行委員会規定〉	54
〈第15回日本ジャンボリー経理規定〉	55

1. 開催場所の決定

平成16年、日本連盟では「第15回日本ジャンボリー（以下、15NJという）開催候補地誘致」と「第10回日本アグーナリー（以下、10NAという）開催候補地誘致」について都道府県連盟へ照会する準備を始めた。

当時、日本連盟では第22回世界スカウトジャンボリー（平成23年開催予定、以下、22WSJという）の日本招致を旨としていたことから、15NJ会場候補地については、22WSJの開催候補地として、15NJがそのプレ大会として連続開催となる可能性があること、また、10NAについては開催年度を1年遅らせる可能性があり、22WSJの開催招致国の動向を見守りながら、15NJ開催地誘致と会場選定について検討を続けた。

中央審議会、企画調整会議等での協議を経て、7月4日開催の中央審議会により上記可能性を踏まえながら、両大会の開催地誘致を実施することとした。

9月末日までの回答締め切りに、静岡県連盟を含め6県連盟（うち、1県連盟は後日辞退）から誘致の申請があり、22WSJ日本招致委員会の会場候補地選定部会（部長：上島真一郎常務理事）による各候補地の調査と視察が行われた。

平成17年2月18日開催の会場候補地選定部会から22WSJ日本招致委員会へ、各候補地の調査内容について答申があり、同委員会で15NJおよび22WSJ会場候補地を静岡にすることとし、理事長（佐佐正一）の決裁を受けて正式に決定した。

9月開催の世界スカウト会議（チュニジア）まで、22WSJ日本招致の諸活動を国内外で実施したが、同会議において22WSJ開催国はスウェーデンに決定した。

翌10月に静岡県知事（石川嘉延）を訪問し、改めて静岡県での日本ジャンボリー開催について協力を要請した。

2. 会場予定地の調査と会場の利用計画

平成18年11月、会場予定地の変更を受けて、改めて予定地の視察を実施した。誘致時点では、国道139号線の西側を利用するよう予定していたが、地権者が多く借上げ交渉に困難をきたすことから、地権者の少ない東側の朝霧アリーナを中心に周辺の静岡県立朝霧野外活動センターや朝霧ジャンボリーオートキャンプ場、株式会社前川の用地を主軸に、サブキャンプやプログラムサイトとして適正地を探すこととした。

平成19年に入り、事務局職員や企画委員による視察を重ね適正地の確保と利用計画を検討するとともに、静岡県庁や富士宮市役所等を訪問して、大会開催への協力を要請した。

株式会社前川の所有する広大な遊休地は、第13回世界ジャンボリーの会場がそのままとなり、30年以上もの間に木々が密集した状態となっていた。当時利用していた箇所が比較的平坦な土地では無かったかと推測し、当時の地図や図面を探し、室町と明治のサブキャンプ、南駐車場として利用していた範囲の確認作業を行った。昭和63年に開催した第2回シニアースカウト大会でも、第13回世界スカウトジャンボリーの水道管を再利用していたことから、当時の道路や配管等も確認したが、道路が辛うじて利用できる状態で、駐車場であった箇所も草木に覆われていた。

株式会社前川の所有する用地だけでは2万人の参加者受け入れは難しく、地権者を広げて朝霧アリーナに隣接する北側の酪農家にも協力を依頼し、牧草地の借上げと利用を検討した。

新たな予定地では、キャンプ生活やプログラム展開に適した平坦でまとまった用地が少なく、各用地が点在する形となり、用地を結ぶ動線の検討や仮設設備の集約が必要であった。また、予定地全体が、富士箱根伊豆国立公園内に位置することから、樹木の伐採や大規模な用地造成ができないことが、課題となった。

9月9日に企画委員会で会場予定地の視察を実施した段階では、複数の牧草地により、サブキャンプを構成し、朝霧ジャンボリーオートキャンプ場や株式会社前川の用地をプログラムサイトに利用することで、大会会場の原型ができあがった。しかしながら、予定地全体の範囲は、180ヘクタールを超えるようになったが、実際の有効面積は半分程度となり、2万人の大会のために9つのサブキャンプを確保することまではできていなかった。

12月になり、富士開拓農業協同組合をはじめとする地権者の協力により、朝霧野外活動センターの東側の牧草地を借上げられることとなり、9つのサブキャンプに相当する用地の確保に目処がついた。

3. 会場の基本設計と施工業者等の選定

平成20年に入ると、各用地の借り上げのための費用算出、周辺の駐車場用地や2万人が生活するための水源の確保、牧草地を利用するための農地一時転用申請等について静岡県や富士宮市と調整を始めた。

夏頃までには会場利用計画の案ができあがり、会場内の仮設工事等の検討について専門家に依頼することとした。基本設計を始めるにあたり、会場予定地の測量と図面作成が必要であり、県内外の測量会社・設計会社等5社で見積もり合わせを実施した結果、地元の富士設計株式会社に依頼することとした。また、基本設計についても同様5社で見積もり合わせを実施した結果、前回14NJの施工業者であった株式会社東電通へ依頼することとした。

会場予定地が牧草地であるため、三番草の収穫後で、降雪の無い時期に測量作業を行う必要があった。平成21年1月15日の地元説明会において、地権者へ会場の利用計画と測量作業について説明した後、3月に測量作業を実施して、5月までに図面作成を完了した。

引き続き、株式会社東電通と現地視察を交えながら、周辺の給排水、通信、電力等の調査を行い、生活の基盤となる仮設によるインフラ等について設計を始めた。8月に開催された神奈川連盟と静岡県連盟それぞれのキャンポリーで開催時期の気候や生活環境について確認しながら、10月末には株式会社東電通から基本設計仕様書と設計図が提出された。

この基本設計に基づき、各工事を性能発注できるよう会場内に配管・配線する給水、排水、電気、通信の各インフラ工事と土木仮設工事を1次側工事に、参加者が利用するトイレ・シャワー等の設備については、2次側工事に区分した。

1次側工事については、地元業者の活用と各種申請行為を伴うことから、これまでの大会の実績がある株式会社東電通に依頼し、2次側の工事と設備については、複数社による見積もり合わせを実施した。

今回初めての試みとなる温水シャワーや排水処理設備、快適なトイレ等の設備について各社から提案をいただき、結果、トイレ・シャワー設備工事についてはTSP太陽株式会社を選定し、シャワーの温水化には株式会社タニモトの灯油式給湯システムを、排水処理設備についてはクボタ浄化槽システム株式会社とクリオン株式会社それぞれの凝集ろ過方式を採用した。

平成22年からは、各社との細部調整を毎週のように行い、6月からの着工をめざして工事・発注内容を決めていった。

4. 企画委員会の設置

平成19年5月22日開催の第1回理事会において、15NJの企画を進めるため、特別委員会の15NJ企画委員会委員長に新藤常務理事を選任することを決定し、委員会の編成を進めた。

(1) 名称：第15回日本ジャンボリー企画委員会

(2) 任務：大会の企画全般および調査研究に関すること

(3) 任期：実行委員会発足時まで

(4) 編成：委員長	新藤 信夫(群馬)	常務理事
委員	井上 保(東京)	教育本部コミッショナー
〃	鈴木 国夫(千葉)	理事
〃	中野 まり(愛媛)	教育本部委員、プログラム副委員長
〃	時 信治(滋賀)	教育本部委員、イベント委員長
〃	佐藤 勇男(静岡)	静岡県連盟理事長
〃	小笠原 四郎(静岡)	静岡県連盟コミッショナー
〃	松野 清和(山口)	山口県連盟コミッショナー

企画委員会は、会場予定地の視察を含め、平成20年9月までに9回の委員会を開催し、世界スカウトジャンボリーに向けた15NJの運営、プログラム等について協議・検討を重ね会場利用計画(案)とともに15NJ基本構想(案)を策定した。平成20年10月第2回評議員会ならびに11月教育本部会議に基本構想(案)について報告し、10月第2回理事会で実行委員会の編成とともに承認された。

5. 実行委員会の設置

平成20年10月開催の第2回理事会の承認を受けて、15NJの準備を進めるために実行委員会の編成を始めた。

実行委員会は、専門部会の部会長適任者、16NJ・23WSJに向けて新たな取り組みのできる者、友好団体・外部団体等から人選し、後述の実行委員会規定に基づき219頁記載の委員によって編成された(外部団体の委員長付については、平成21年度に委嘱した)。

従前の大会とは異なり、実行委員会の設置とともに専門部会長の選任は行わず、16NJ・23WSJに向けた新たな取り組みにより各部の業務がどのように変化するか、各委員から広く意見を求めながら、大会組織と所掌業務、コンセプトに向けた課題等について協議を重ねた。

組織と業務が整理され、基本実施要領と会場利用計画の取りまとめを行った平成21年3月22日開催の第4回実行委員会において、各委員の担当専門部会ならびに部会長の選任を行い、平成21年度から各専門部会による細部検討を始めた。

また、新たな部署の設置やサブキャンプ本部の運営を含めた大会本部としたことから、関連する部署を3つの部門に整理して、各副実行委員長による取りまとめを行い、部署間の連携をはかった。これにより、当初専門部会長同士による会議を行い、今一度、所掌業務や新たな取り組みについて調整をはかり、特に新たな部署の具体的な業務についてイメージを共有した。

運営部門 堀江副実行委員長

総合サービス、サブキャンプサービス、大会本部要員サービス、ゲストサービス、広報

プログラム部門 上道副実行委員長

プログラム、全体行事

ロジスティックス部門 牛山副実行委員長

輸送、安全・救護、施設・資材、配給、販売、オープン参加(※)

(※)オープン参加専門部会は、当初参加者に関わる運営部門を予定していたが、外部団体との関係から牛山副実行委員長が担当することとした。

実行委員会で策定した基本実施要領については、平成21年4月に開催の第1回常任理事会において、参加費とともに承認された。世界スカウトジャンボリーに向けて、従前の大会から、大会期間の延長、参加者の対象年齢の拡大、サブキャンプ本部を含めた大会組織・運営、外国参加者の対応等が変更となることから、基本実施要領の配付の前に教育本部会議、評議委員会、県連盟コミッショナー会議等で説明を重ね、6月に参加人員の割当とともに各団へ配付した。

8月には朝霧高原において、静岡県連盟ならびに神奈川連盟による県キャンボリーが開催され、これに合わせて各専門部会の会場視察が始まり、具体的な業務の計画に着手した。

各部の業務ならびに計画の予算がまとまった11月には、専門部会長会議を開催した。以降平成22年1月と5月の計3回開始し、各専門部会間の業務調整をはかった。

実行委員会は、平成20年度に4回、平成21年度に4回、平成22年度に3回開催し、その前後には計9回の正副実行委員長会議を開催し、大会の実施に向けての必要な諸準備を推進した。

6. 日本連盟事務局

第14回日本ジャンボリーの開催後の平成18年11月に、日本連盟の主催大会を担当する主催大会グループにより、会場予定地調査を行い大会の準備に着手した。平成19年度からは、事務局組織の改編により、教育グループ主催大会チームに引き継がれ、他の大会とともに開催準備を行った。

平成21年1月5日付けで、専門部会を担当する18人の職員に通常業務との兼務辞令が発令(開催時には19人が兼務)され、同20日に第1回担当職員会議を開催して本格的な諸準備が開始された。以降、大会終了後の平成22年10月24日まで計24回の会議を行った。

平成21年6月1日に日本連盟の新公益法人移行にともない事務局組織の改編があり、教育部に15NJ準備室を設置した。

また、平成21年7月16日からは、休校中の富士宮市立井之頭小学校根原分校を借用して現地事務室を設置した。大会の終了する平成22年8月31日まで、専門部会の開催や地元業者等の調整に利用した。

第15回日本ジャンボリー実行委員会規定

(目 的)

第1条 第15回日本ジャンボリー実行委員会(以下「本委員会」という)は、日本連盟理事会の下に、設置し、第15回日本ジャンボリー(以下「15NJ」という)の準備及び大会の開催・運営に必要な一切の業務を行う。

(任 務)

第2条 本委員会は、前条の目的を達成するため任務を以下のとおり定める。

- (1) 15NJの準備並びに運営に必要な事項の審議と議決及び具体的諸計画の推進に関すること。
- (2) 各専門部会(サービスチーム)の準備並びに運営に関すること。
- (3) 関係官庁・機関、開催県・市町村、諸団体との連絡調整に関すること。
- (4) 15NJ特別予算の編成並びに決算に関すること。
- (5) その他、15NJの準備に関する一切の事項。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の各号に定める委員を以て構成する。

- (1) 理事会、教育本部を代表する者。
- (2) 各専門部会(サービスチーム)を担当する者。
- (3) 友好団体、諸団体を代表する者。
- (4) その他、委員長が必要と認めた者。

(役 員)

第4条 本委員会に、次の役員を置く。

委員長 1名
副委員長 若干名

2. 副委員長は、委員の内から委員長が指名する。

(役員の仕事)

第5条 委員長は、本委員会を代表し、会務を統括する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代行する。

(委 員 会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となり、第2条に示す任務を遂行する。

2. 委員会の議決は出席委員の多数決で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(専門(サービスチーム)部会)

第7条 本委員会は、専門事項を調査審議するために専門部会(サービスチーム)を設置する。

2. 専門部会(サービスチーム)は、別途定める。
3. 専門部会(サービスチーム)長は、委員長が任命する。
4. 専門部会(サービスチーム)の構成及び運営に必要な事項は、委員長が専門部会(サービスチーム)長と協議して定める。
5. 重要事項については、委員会の議を経なければならない。

(経 費)

第8条 本委員会及び専門部会(サービスチーム)運営費は、15NJの経費から算出する。

2. 本委員会委員及び専門部会(サービスチーム)構成員の旅費については、日本連盟旅費規程により支払う。

(任 期)

第9条 本委員会は、平成22年度15NJ特別会計の決算並びに報告書の作成を以てその任務を終了する。

(付 則)

第1条 この規定は、平成20年11月1日から施行する。

第15回日本ジャンボリー経理規定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟が実施する「第15回日本ジャンボリー（以下15NJという）」の開催に伴う経理に関し、必要な事項を定め、業務の効率的な運営と予算の適正な執行をはかることを目的とする。

(会計年度)

第2条 15NJの会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(会計区分)

第3条 平成19・20・21年度は一般会計、平成22年度は特別会計とする。

第2章 予算・金銭会計及び決算

(適 用)

第4条 予算・金銭会計及び決算は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟経理事務取り扱い規定による。

第3章 契 約

(契約の締結)

第5条 請負・売買その他の契約は、指名競争入札または随意契約の方法により締結する。

(指名競争入札)

第6条 指名競争入札により、契約締結をしようとするときは、当該入札に参加させようとする者を、原則として3社以上指名しなければならない。

(随意契約)

第7条 次の各号に掲げる場合は、随意契約により契約を締結することができる。

- (1) 契約の性質または目的が競争入札に適さないとき。
 - (2) 緊急の必要により、競争入札に付すことができないとき。
 - (3) 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
 - (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 - (5) 契約にかかる予定価格が300万円を超えないとき。
2. 随意契約により契約を締結しようとするときは、原則として2社以上の者から見積書を徴さなければならない。

(落札者の決定)

第8条 競争入札に付す場合においては、契約の目的に応じる予定価格の制限内で、最高または最低の価格をもって申し込みした者を、契約の相手方とする。
但し、工事または給食等の請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められたときはこの限りではない。

2. 契約金額が300万円を超えるときは、理事長の決裁を経て落札者を決定しなければならない。

(契約書の作成)

第9条 契約を締結するときは、契約の目的・契約金額・履行期間・履行の場所等その履行に関し、必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

2. 契約金額が、100万円以上300万円未満のときは別途定める「発注書」及び「請書」をもって、また、契約金額が100万円未満のときは「見積書」をもって、それぞれ「契約書」にかえることができる。

(監査及び検査)

第10条 工事等の請負契約または物件の購入その他の契約を締結した場合においては、適正な履行を確保し、並びにその給付完了の確認をするため、必要な監査または検査をしなければならない。

付 則

第1条 この規定は、平成19年4月1日から施行する。